

令和 8 年 6 月 25 日 第 14 回 野生イノシシ豚熱対策検討会

家畜伝染病予防法の改正について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

家畜伝染病予防法改正の概要

- 令和6年11月、福岡県でランピースキン病の変異ウイルスが発生、熊本県まで被害が拡大。
- 令和2年より豚熱の新型PCR検査を実施。**検査技術の確立を踏まえた殺処分**とすることが肝要。
また、県の獣医師の業務量が過大となる中、**効果的なワクチン接種の実施体制の構築**が急務。
- 近年、**違法輸入畜産物の国内の外国食材店での販売**が散見され、早急に対応が必要。

改正法の概要

1. ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ

- 届出伝染病から**家畜伝染病へ格上げ**し、**緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限**等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）
【第2条第1項、第17条第1項、第21条第1項】

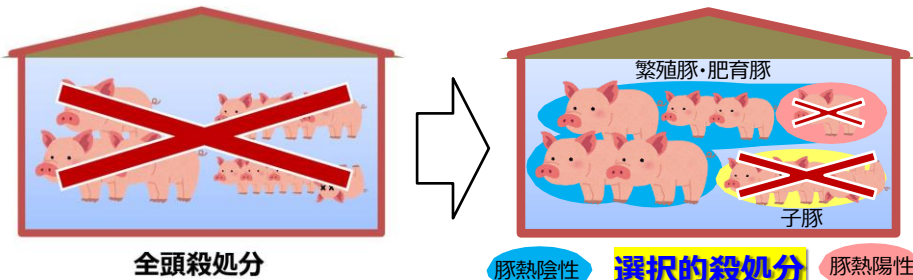


2. 豚熱への効率的・迅速な対応

(1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、**子豚や症状があり検査陽性となった豚**を殺処分とする方法に変更

【第16条第1項、第17条】



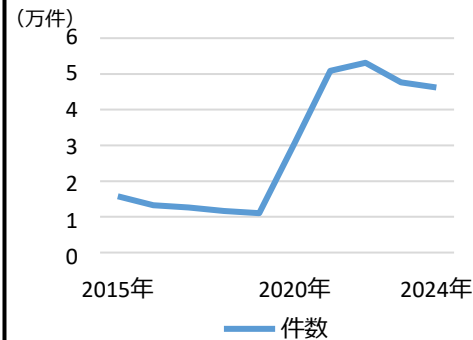
(2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

- ① **都道府県からの要請**があった場合、研修を受け**獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者**も豚熱ワクチン接種が可能となる特例を措置【原始附則第5条～第10条】
- ② 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から**大学や民間検査機関に委託**した場合、**委託費の1/2を国が負担**【第60条第1項】

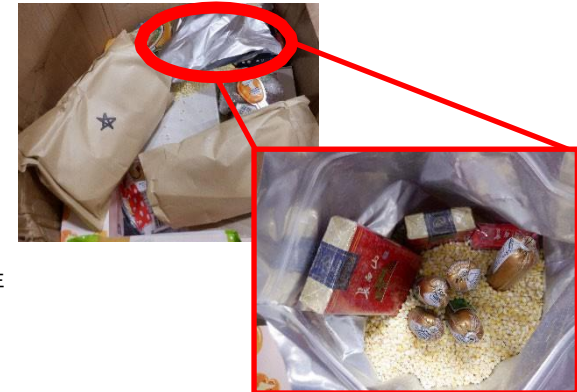
3. 輸入禁止品への対応強化

- AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当を措置
- ① **輸入禁止品の販売等を禁止** 【第44条の2】
- ② **家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限**等を付与 【第51条第2項～第6項】

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移



◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



施行期日

令和8年7月1日

（ただし、2（1）、（2）②は令和8年5月19日。2（2）①は令和9年5月1日）

家畜伝染病予防法上の対象疾病

○ 家畜伝染病予防法では、家畜の伝染性疾病のうち、28種類を「**家畜伝染病**」、70種類を「**届出伝染病**」としており、これらを合わせた98種類を「**監視伝染病**」と総称。

監視伝染病（98疾病）

家畜伝染病（28疾病）

【例】

牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、
高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフ
ルエンザ、伝達性海綿状脳症（TSE）、
結核、ヨーネ病 等

届出伝染病（70疾病）

【例】

牛伝染性リンパ腫（EBL）、牛ウイルス性下痢
（BVD）、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害
症候群（PRRS） 等

左記 8 疾病※を**特定家畜伝染病**という。発生の予防、発生時の初動措置等について具体的かつ技術的な指針（**特定家畜伝染病防疫指針**）が定められている。
※TSEのうち特定家畜伝染病となっているのは牛に関するもの（牛海綿状脳症（BSE））のみ。

その他の伝染性疾病

監視伝染病以外で、家畜の生産や健康に影響を及ぼすおそれのある疾病

【例】乳房炎、コクシジウム症、新疾病 等

ランピースキン病について（特徴と発生状況）

- **ランピースキン病**は、牛の皮膚に病変等が生じる疾病であり、**生乳の生産等にも影響**。致死性は低いものの、**有効な治療法はない**。人には**感染せず**、**畜産物も食用上安全**。
- 令和6（2024）年11月6日、**福岡県**の乳用牛農場で、**我が国初の感染**を確認。令和7（2025）年2月以降、新たな発生は確認されていない。

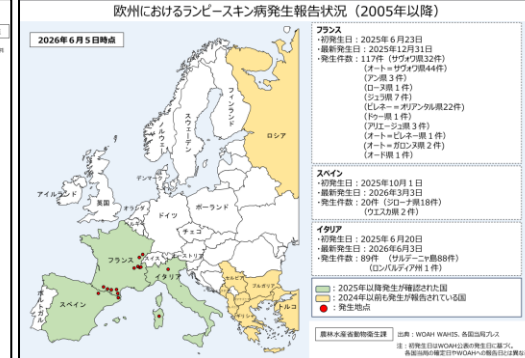
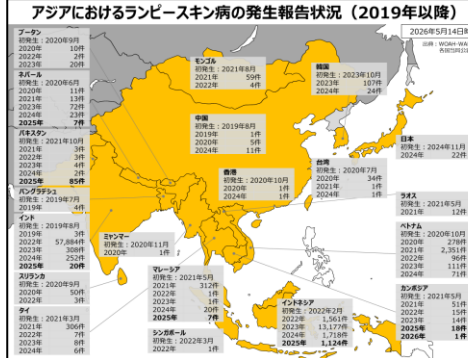
ランピースキン病とは



写真提供：モンゴル国中央獣医学研究所
(State Central Veterinary Laboratory in Mongolia)

- 皮膚の結節や乳量の減少等の症状を呈する、牛・水牛の病気。
- 主に蚊等の吸血昆虫による機械的伝播により感染が拡大。
- 有効な治療法はなく、致死性は低いものの、吸血昆虫等により急速にまん延し、生乳の生産等に影響を及ぼすため、殺処分による早期封じ込めが必要。
- 人には感染せず、畜産物も食用上安全。

海外の発生状況



- アフリカで流行
 - 2010年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパにおいて発生
 - 2019年以降、アジアでの発生拡大
 - 2023年及び2024年、韓国で発生
 - 2025年、イタリア、フランス及びスペインで発生
- 韓国での発生を受け、ワクチン備蓄や防疫対策要領の制定により、我が国への侵入に備えていた。

国内の発生状況

- 令和6（2024）年11月6日：福岡県内の2農場で初めて発生を確認
同年12月18日までに**19事例**の発生を確認
- 発生農場から牛が移動しており、熊本県でも発生
同年12月26日までに**3事例**の発生を確認
- 令和7（2025）年2月以降新たな発生は確認されていない

ランピースキン病の家畜伝染病への追加

- **ランピースキン病**は、皮膚病変に加え乳量低下や生乳の出荷停止により、**特に酪農に深刻な経済的被害**をもたらす。
- 令和6年11月、**国内で初めて発生**。法的強制力のある防疫対策が行えず、**従来より感染力を増した変異ウイルスにより感染が拡大**。これを踏まえ、家畜伝染病予防法に基づき**時限的な政令を制定**。
- 新たな発生は確認されていないものの、**海外で発生が継続しているため**、家伝法上の**家畜伝染病に追加し、継続して法的強制力のある防疫対策を実施できる体制を構築**。

ランピースキン病発生の経過

- **令和6年11月**に、福岡県で**国内で初めての発生を確認**
- 従来より**感染力が強いウイルスに変異**しており、**感染が拡大**

〔福岡県19事例、熊本県3事例
計22事例、230頭発症〕

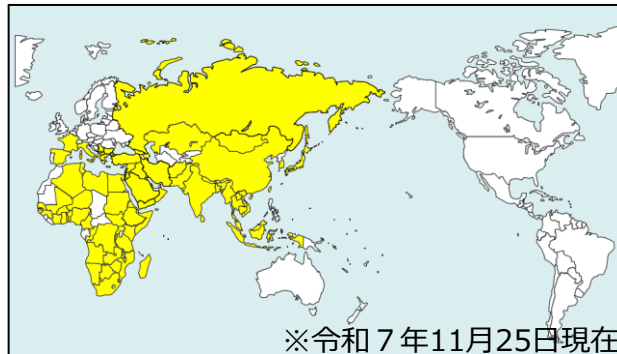
〔発症牛の後肢〕



ランピースキン病対策の課題

- 海外で発生が継続し、**国内での発生・まん延リスクは依然として高い**
- 法的強制力のある防疫対策が行えるよう、**政令制定（有効期間1年限り）**

〔ランピースキン病の発生報告〕



家畜伝染病への追加

- **ランピースキン病を家畜伝染病に追加し、継続して法的強制力のある防疫対策を実施できる体制を構築**

新たに義務付けられる主な対応

- 新たに
- ✓ 発症牛の隔離及び殺処分
 - ✓ 緊急ワクチン接種
 - ✓ 畜舎等の消毒
 - ✓ 移動制限等を義務付け

注：殺処分した牛や移動制限時の損失に対しては法に基づき支援

豚熱について（特徴）

■ 原因（病原体）

- 豚熱ウイルス（classical swine fever virus）
- 罹患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触等により感染。

■ 宿主

- 豚、イノシシ ※人には感染しない

■ 分布

- 欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々で発生。
- 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。

飼養豚では26都県、野生イノシシでは43都府県で発生（令和8年4月13日時点）。

■ 症状

- 急性、亜急性、慢性型など多様な病態を示す。白血球の減少が見られる。

※有効なワクチンが存在



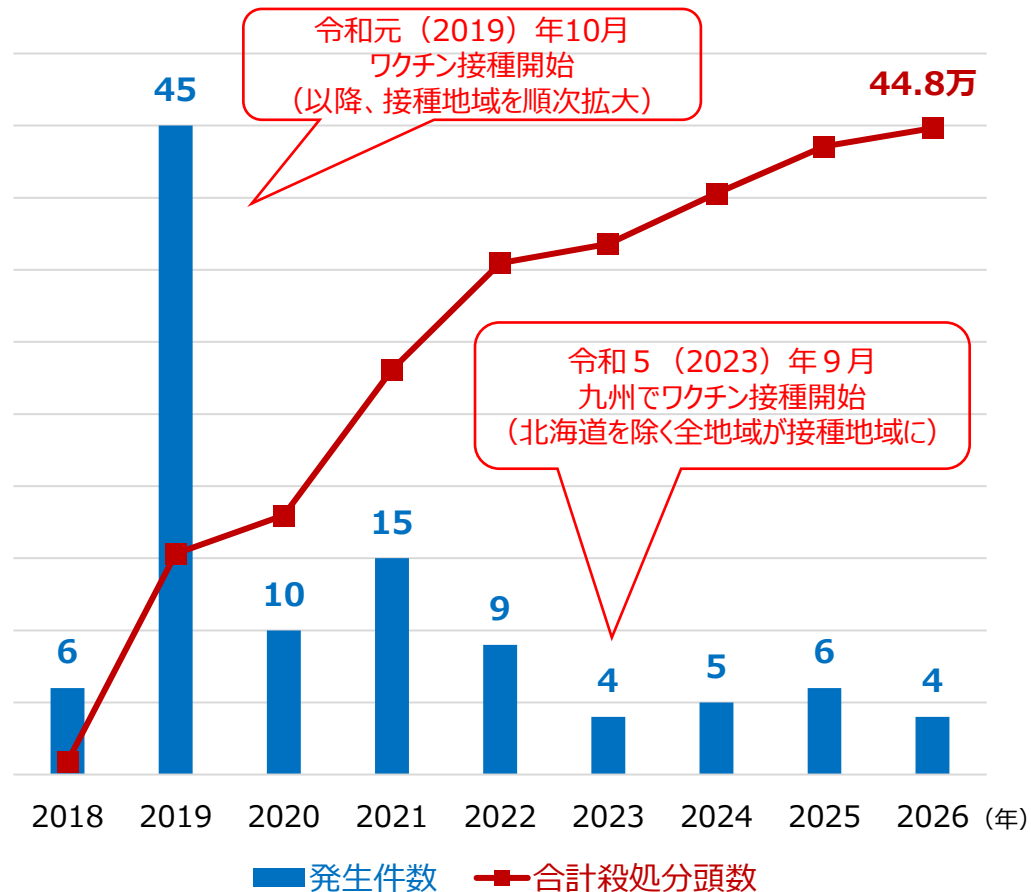
【全身の出血性病変、チアノーゼ】

（出典：動物衛生研究部門）

豚熱の発生状況

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、**26都県**で計**104事例**発生し、これまでに**約44.8万頭**を殺処分。
- **2019年10月にワクチン接種開始**。以降、発生は散発的となるも、野生イノシシにおける感染拡大に伴い、接種区域は北海道を除く46都府県に拡大。
- **2024年～26年**はこれまで、**栃木**（90・91例目）、**岩手**（92例目・初発）、**新潟**（93例目・初発）、**愛媛**（94例目・初発）、**群馬**（95・96・98～101例目）、**千葉**（97例目・初発）、**静岡**（102、104例目）及び**宮崎**（103例目）で発生（令和8年5月5日時点）。

発生状況の推移



2024年の発生状況

- 2/16 国内90例目（栃木県5例目）：約1,100頭殺処分
- 5/26 国内91例目（栃木県6例目）：約16,000頭殺処分
- 5/28 国内92例目（岩手県初発）：約17,500頭殺処分
- 8/14 国内93例目（新潟県初発）：約450頭殺処分
- 11/1 国内94例目（愛媛県初発）：約61頭殺処分

2025年の発生状況

- 1/23 国内95例目（群馬県10例目）：約4,800頭殺処分
- 2/21 国内96例目（群馬県11例目）：約8,700頭殺処分
- 3/31 国内97例目（千葉県初発）：約5,850頭殺処分※
- 4/5 国内98例目（群馬県12例目）：約7,300頭殺処分
- 5/9 国内99例目（群馬県13例目）：約460頭殺処分
- 10/2 国内100例目（群馬県14例目）：約5,900頭殺処分

2026年の発生状況

- 2/26 国内101例目（群馬県15例目）：約2,000頭殺処分
- 3/11 国内102例目（静岡県初発）：約2,200頭殺処分※
- 4/10 国内103例目（宮崎県初発）：約5,500頭殺処分
- 5/5 国内104例目（静岡県2例目）：約2,930頭殺処分

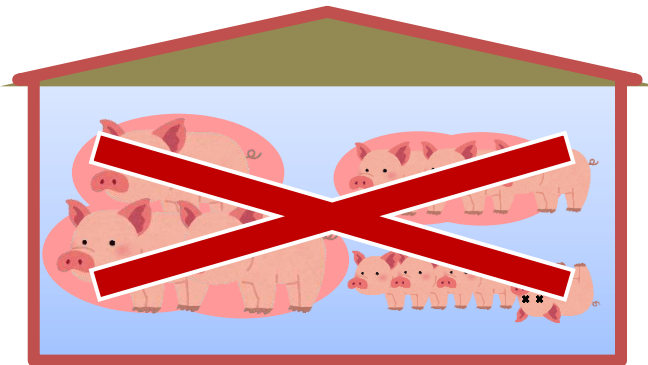
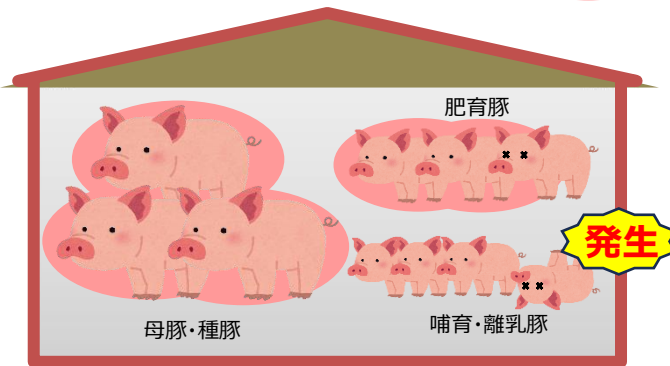
（※関連農場の対象頭数を含む） 6

豚熱の殺処分範囲の変更

- 平成30年に26年ぶりに我が国で豚熱が発生。まん延防止の観点から全頭殺処分を実施。
- 令和2年以降、新たな検査（リアルタイムPCR検査）を用いてワクチン接種農場の発生事例データを収集・分析。
- 一定期間の移動制限や監視の徹底により、他農場への伝播リスクは全頭殺処分と比べて変わらないとの科学的な評価を得るに至った。

従 前 → 全頭殺処分

ワクチン免疫



技術の 進展

リアルタイムPCR検査
の導入

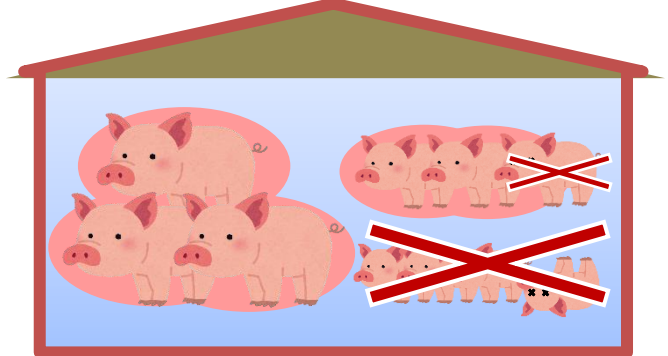
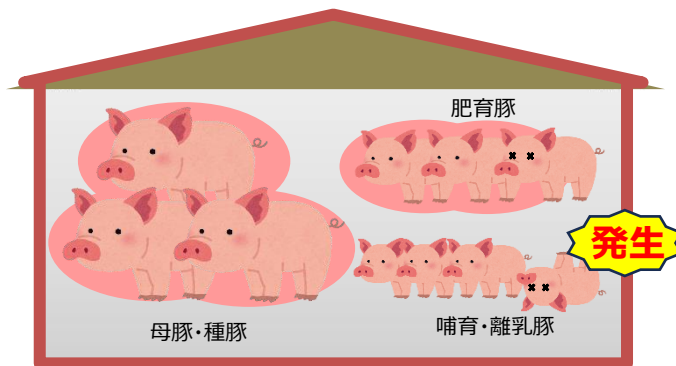
新しい 知 見

発生事例の分析により
農場内で感染拡大リス
クが高い豚群を特定

今後の 対 応

リアルタイムPCR検査
を用いつつ、感染拡大リ
スクが高い豚を殺処分

現 行 → 選択的殺処分



免疫が未成立で感染拡大リスクが高い豚の殺処分

一定期間のリスク管理措置

- ワクチン接種後の発生事例の分析の結果、適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚は感染拡大リスクにならないとの専門家の結論を得た。
- 令和8年5月に家畜伝染病予防法が改正され、全頭を殺処分をしていた豚熱の殺処分範囲を見直した。
- 発生後、殺処分等や消毒の期間を含め、概ね3か月間監視（移動制限＋報告徴求）。
- 監視期間中も、防疫措置の完了後、症状のない豚はと畜場出荷や肥育農場への移動が可能。

1. 殺処分の範囲

県が、国と協議の上、決定。

① ワクチン免疫が成立していない豚

未接種・接種後20日未満・発育不良

※ 3回目の消毒完了後に生まれた子豚を除く。

② 症状が認められ、PCR陽性となった豚

③ その他家畜防疫員が必要と判断した豚

・接種が早すぎるなど、県の指示に従わず、
ワクチンが適切に接種されていない

⇒全頭殺処分対象

・感染が限局していない

（農場内にウイルスが広範囲に浸潤）

⇒繁殖豚を除く全頭を殺処分対象

2. 防疫措置

（1）拡散状況確認検査

全頭：臨床検査 → 異常豚：PCR検査等

（2）殺処分等・消毒

殺処分は1週間以内を目途に実施。

消毒は1週間間隔で3回実施。

3. 監視プログラム

- 移動制限と毎日の報告徴求により監視。
（監視期間：約3か月）

- 防疫措置の完了後（発生から約3週間後）、
症状のない豚は以下が可能。

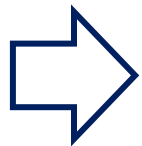
- ・と畜場出荷
- ・子豚の肥育農場への移動

家畜防疫員（都道府県職員）に求められる役割の多様化

- 世界的に口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の発生・流行リスクは高まっており、農場における飼養衛生管理の徹底及び地域における伝染病対策の重要性が増加。
- 家畜防疫員の業務は、近年、家畜伝染病発生時の防疫対応や豚熱の免疫付与状況確認検査等、多様化・増加している。

家畜防疫員の業務の多様化・増加

- 飼養衛生管理基準の改正に伴う指導
 - アフリカ豚熱感染イノシシの確認に備えた体制整備（環境部局・猟友会との連携強化）
 - 家畜保健衛生所で行う検査の精度管理（平成31年度に実施を義務化）
 - 畜産物輸出のための対応
（農場での衛生検査、残留物質検査、輸出農場の認定、輸出先国政府による調査の受入対応等）
- といった多様な業務に加えて、
- 近年の家畜伝染病発生の増加に伴う防疫対応
 - 豚熱ワクチン接種と、それに伴う免疫付与状況確認検査
への対応の負担が増加



業務が多様化・増加している中で、家畜防疫員の業務が引き続き確実に実施されるようにしていく必要がある。

飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種

- 家畜防疫員は、農家への指導に加え、疾病発生時の防疫対応など業務が拡大。
- 適時の豚熱ワクチン接種を着実に実施するため、ワクチン接種者の確保が必要。
- このため、接種業務の増大が生じる豚熱ワクチン接種地域の都道府県からの要請を前提に、一定の条件※を満たす場合に限り、当該農場の飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種を可能とする。

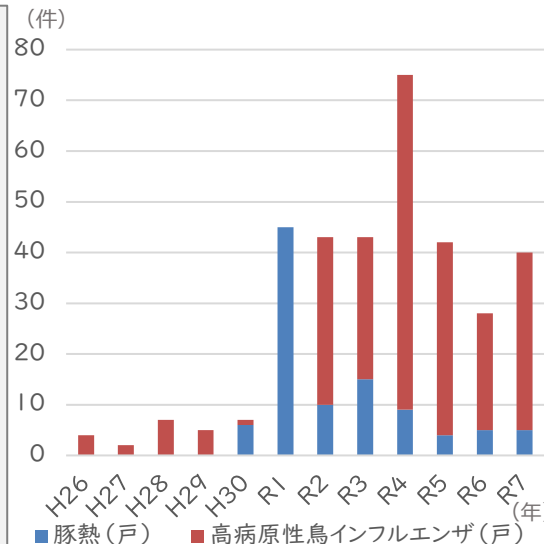
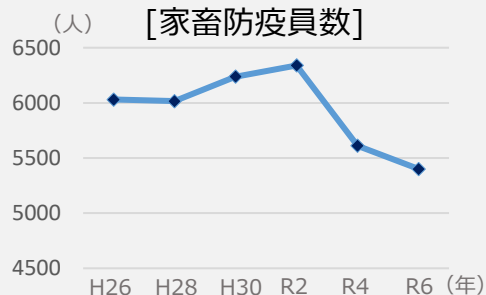
家畜防疫員は農家指導に加え・・・

高病原性鳥インフルエンザ等の
発生時の防疫対応

など、近年、業務が拡大

【主な業務】

- 飼養衛生管理基準の遵守指導
- 豚熱ワクチン接種
- 豚熱ワクチン免疫付与状況確認検査など



適時の豚熱ワクチン接種を着実に実施するため、
ワクチン接種地域の都道府県からの要請を前提に、
一定の条件※を満たす場合に限り、特例的に
**家畜防疫員等の獣医師
以外の飼養衛生管理者による
豚熱ワクチン接種を可能とする**

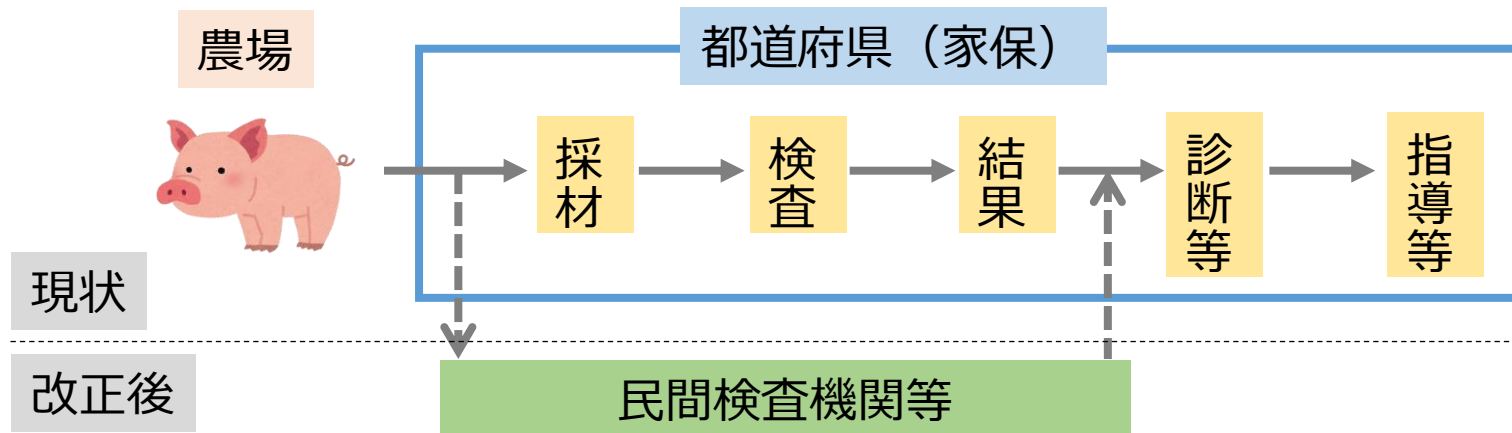
※ 接種技術を担保するため、
接種者は、

- ① 当該農場で働き、豚の扱いに慣れている飼養衛生管理者であり、
- ② 都道府県が行う適時のワクチン接種のために必要な研修を修了した者であること
を条件とする

民間検査機関による検査の実施

- 豚熱ワクチン接種県における**免疫付与状況確認検査**を継続的に実施するため、**検査者の確保が必要**。
- 豚熱ワクチン接種後の**免疫付与状況確認検査の一部工程を民間検査機関等に委託**し、結果の診断・指導のみ家畜防疫員が行う場合の**費用の一部を国が負担**できるようにする。

【豚熱ワクチンの免疫付与状況確認検査】



今回の家伝法改正により
費用の1/2を国費負担

アフリカ豚熱について（特徴）

■ 原因（病原体）

- アフリカ豚熱ウイルス（African swine fever virus）
- 罹患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触等により感染。

■ 宿主

- 豚、イノシシ **※人には感染しない。**

■ 分布

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、平成30年8月にアジアで初めて中国で発生して以降、日本を除く**アジア全域に感染拡大。**
※日本では未発生。

■ 症状等

- 突然死や急性～慢性の症状、無症状等の幅広い病態を示す。
豚熱に酷似するが、**より致死率が高い傾向。**
※有効なワクチンや治療法はない。
- 発生すれば**養豚業に甚大な影響。**
（※中国では、本病発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。）
- **肉製品において、他のウイルスよりも極めて長い時間残存。**



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

（出典：Veterinary school of Barcelona, Spain
Centro de Vigilancia Sanitaria, Veterinaria, Spain）

肉製品におけるアフリカ豚熱残存性

品目	アフリカ豚熱残存期間
加熱調理した肉（70℃で30分以上）	0日
内臓	105日
冷蔵肉	110日
塩漬け肉	182日
乾燥肉	300日
冷凍肉	1,000日

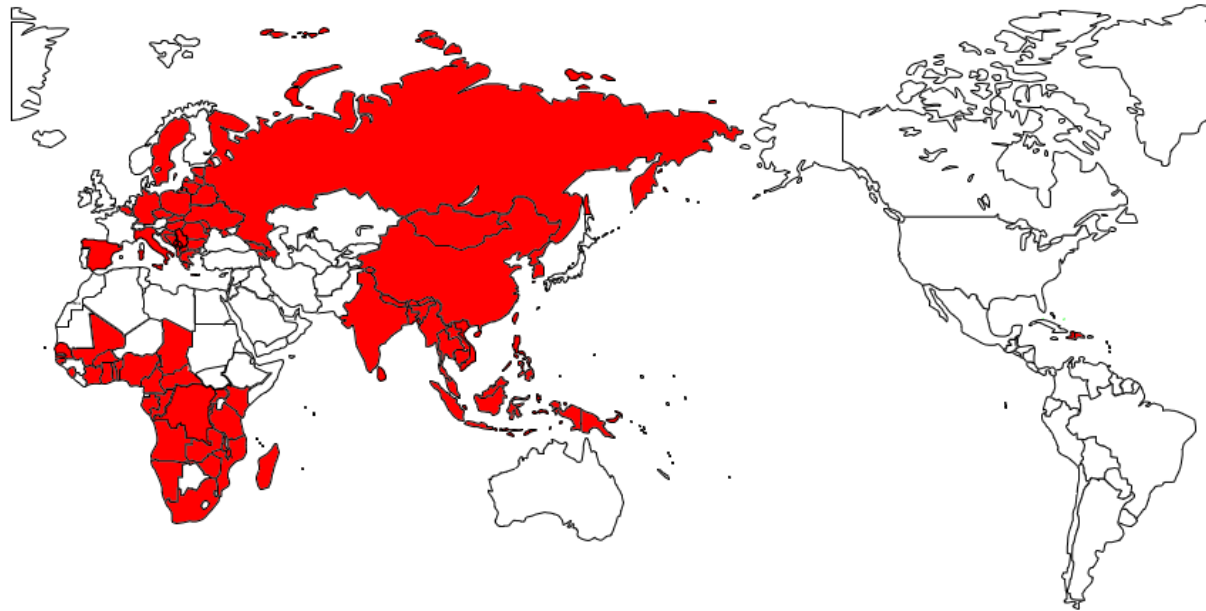
（出典：Beltran-Alcrudo et al,2017）

アフリカ豚熱について（海外の発生状況）

- 平成30（2018）年8月に中国においてアジア初の発生。その後、韓国、ベトナムを始め、**アジア全域に感染拡大**。
- 特に**韓国**では、令和元（2019）年9月の発生確認以来、飼養豚・野生イノシシともに徐々に感染が拡大。
令和8（2026）年1月以降、飼養豚での発生が相次いでおり、南部まで拡大。
- また、**令和7（2025）年10月には台湾の飼養豚でも発生し、東アジアで発生していないのは、日本のみ**。
- 欧州の飼養豚・野生イノシシでも継続して感染が確認されており、**令和7（2025）年11月にはスペインの野生イノシシで約30年ぶりに感染確認**。

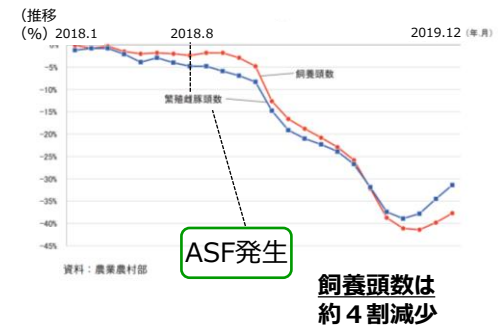
世界の発生状況

■ = 令和7（2025）年以降、
WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域

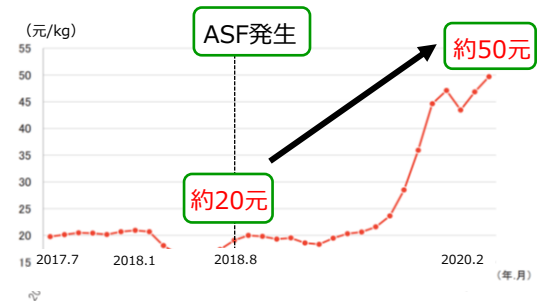


- 中国では、平成30（2018）年の発生により、**豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰**。

中国の豚飼養頭数の推移



中国の豚肉価格の推移



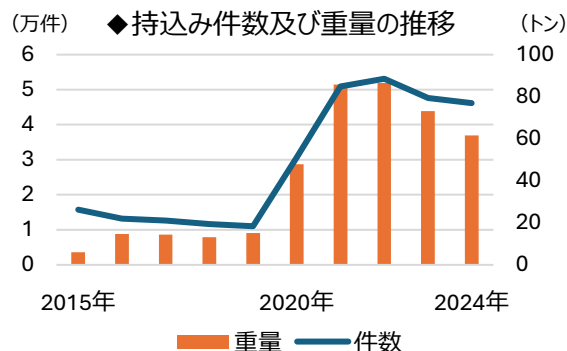
資料：alic「中国の養豚業におけるアフリカ豚熱の影響」

増加する輸入禁止品に対応するための水際検疫の強化

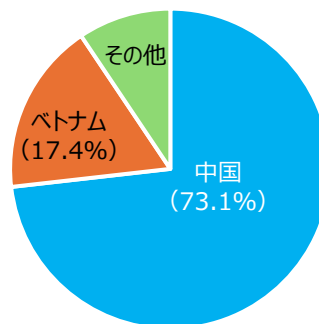
- 2019年頃から国際郵便による違反畜産物の輸入が増加し、現在も高止まり。
- 違反畜産物が含まれる国際郵便物の宛先が外国食材店であるケースも確認。
- 国内の外国食材店では、違法に輸入された疑いのある畜産物が販売されている事例も確認。

現 状

○ 国際郵便による違反畜産物の摘発状況



◆持込み重量の国別割合

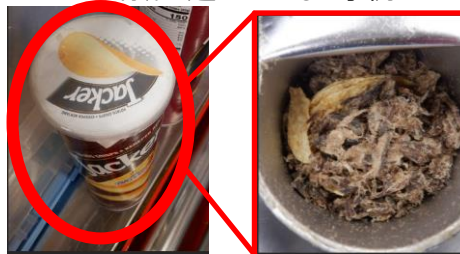


○ 郵便物検査における悪質事例

◆探知犬の発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



◆お菓子の容器にジャーキーを隠し、X線から逃れようとした事例



○ 違法輸入疑い品の販売事例

- ① 輸入禁止国の言語で表示されたパッケージの肉製品
- ② 輸入禁止の加熱不十分な肉製品



強化の方針

○ 郵便物検査

➡AIを活用したX線画像解析の導入

○ 違反畜産物の対応

➡家伝法改正により以下を強化

- ①家畜防疫官の食材店への立入検査
- ②違反畜産物の廃棄
- ③違反畜産物の販売禁止

(3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金)



出典：Google Map

○ 空港手荷物検査の強化

➡入管・税関と旅客情報を共有し、効率的に違反常習者を捕捉